平成２３年（フ）第１７６号
高知市朝倉横町15番13号コーポサンシャイン106号室、住民票上の住所高知市神田23番地１　船岡団地県住Ｒ５―14号
債務者　岡村　　勲
1　決定年月日時　平成23年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１８１号
高知市介良乙1610―１　レオパレスセゾン205号室上田寿子方、住民票上の住所高知市長浜4652番地１
債務者　大嶋　英雄
1　決定年月日時　平成23年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１３２号
大分市大字東上野2204番地
債務者　渡邉　節子
1　決定年月日時　平成23年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２１号
青森県八戸市大字根城字大久保11番地13、前住所青森県八戸市大字長苗代字窪田27番地10
債務者　中里　悦子
1　決定年月日時　平成23年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第４９号
青森県八戸市大字田面木字上田面木52番地６
債務者　畑中由美子
1　決定年月日時　平成23年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第５６号
青森県八戸市根城１丁目６番５号　ハートピア根城５号室
債務者　西田　知子
1　決定年月日時　平成23年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第７９号
富山市古志町１丁目15番地
債務者　金岡　一子
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４３号
新潟県長岡市土合５丁目１番14号
債務者　斉藤　裕一
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第５９号
新潟県柏崎市松波４丁目４番12号、前住所新潟県柏崎市荒浜４丁目７番４号
債務者　遠山　敏夫
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第６４号
新潟県南魚沼市茗荷沢596番地４、前住所新潟県南魚沼市門前542番地４
債務者　井口　　進
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第７０号
新潟県南魚沼市六日町1007番地８
債務者　笠原　忠行
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第１０６号
大分県別府市大字北石垣1187番地の４　ロフティ春木Ｃ館703号
債務者　大谷　里子
1　決定年月日時　平成23年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１１４号
大分県由布市挾間町北方691番地　宮田団地Ｅ２―５
債務者　柚野　好美
1　決定年月日時　平成23年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１２３号
大分県別府市大字鶴見274番地の１　市営北中住宅Ｂ棟104号
債務者　大野　新一
1　決定年月日時　平成23年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２号
熊本県荒尾市昭和町９番15号
債務者　小林　明美
1　決定年月日時　平成23年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２３年（フ）第２３６号
栃木県鹿沼市千渡2297番地４　サニーハウスみなみはらＣ―102、前住所栃木県鹿沼市貝島町462番地６
債務者　齋藤　　誠
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２５５号
栃木県宇都宮市平出町3715番地３　平出宿舎１―506
債務者　沼田　　進
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月３日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係